

山梨県公報

号外第五十四号

平成二十八年

九月三十日

金 曜 日

目 次

告 示

○児童福祉法第十三条第二項及び第六項の規定による児童福祉司の数を定める告示……………一

告 示

山梨県告示第三百二十号

児童福祉法第十三条第二項及び第六項の規定による児童福祉司の数を定める告示を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

児童福祉法第十三条第二項及び第六項の規定による児童福祉司の数を定める告示
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第十三条第二項
及び第六項の規定による児童福祉司の数は、次のとおりとする。

一 法第十三条第二項の規定による児童福祉司の数 次の表のとおり

児童相談所	児童福祉司の数
中央児童相談所	一六
都留児童相談所	四

二 法第十三条第六項の規定による児童福祉司の数 次の表のとおり

児童相談所	児童福祉司の数
中央児童相談所	三

都留児童相談所

附 則

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番